

プラスホームページ(plushp)利用規約

プラスホームページ（以下「当サービス」）のご利用申し込みをされたお客様（以下「会員」と有限会社ティーフォーユーネットワークス（以下「弊社」）は、会員が当サービスを利用するにあたり、次の通り契約を締結いたします。

第1条（定義）

本契約において使用される各用語は、次の意味を持つ事とします。

1. 「会員」とは、当契約を締結し、会員資格を与えられた個人、法人及びその他の団体のことを指します。

第2条（当サービス）

当社は、本規約に基づき、別途規定する基本サービスおよびこれに付随するサービス（オプションサービスを含みます。）を提供します。

第3条（禁止行為）

1. 会員は、本サービスの利用にあたり、他の会員、第三者または当社に対し、以下の結果を生じさせたり、させる恐れのある行為を行ってはならないものとします。

- 1) 法令に違反するすべての行為。
- 2) 不利益、損害を与える行為。
- 3) プライバシー・著作権などを侵害する行為。
- 4) 差別、誹謗中傷、名誉、信用を毀損する行為。
- 5) 個人情報を買買または譲受する行為。
- 6) 公序良俗に反する行為。
- 7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の定める営業または関連の行為。
- 8) 薬物、銃器、毒物、爆発物、賭博、業務妨害等の犯罪手段、自殺幇助などの犯罪または犯罪幇助に関連する行為。
- 9) 資格が必要な業種において、無資格での営業・告知行為。
- 10) コンピューターウィルスの流布、有害プログラムの使用、配布や迷惑メールの送信、フィッシング詐欺、ワンクリック詐欺、詐欺に準ずる悪質な行為。
- 11) 弊社の承諾無しにドメインの名義変更、管理機関等の移転行為。
- 12) その他、弊社が当サービスの会員として不適当と判断する全ての行為。

2. 会員は、本条に該当する行為により損害を発生させた場合、自己の費用と責任によって解決し、弊社に損害を与える事のないものとします。

第4条（料金）

1. 会員は、弊社が別途定める料金を弊社に支払うものとします。

2. 初期費用については、当サービスの利用開始月の末日までに、契約期間中の月額使用料金については、前月末日までに翌月分を支払うものとします。

3. 消費税については別途定める料金表に記載いたします。

第5条（支払い方法）

1. 会員は、別段の定めがある場合を除いて、銀行振込により弊社へ利用料金を支払うものとします。

2. すべての銀行振込にかかる手数料に関しては会員が負担するものとします。

第6条（最低契約期間）

1. 当サービスの最低契約期間は、利用開始の翌月から12ヶ月間とします。

2. 当サービス利用開始月は、月額費用を無料とします。

3.第12条に定める退会手続きを行う事により、契約期間が最低契約期間を下回る場合、会員は弊社に対し最低契約期間満了までの利用料金を、契約終了月の末日までに一括して支払うものとします。

4.当サービスの申し込みより7日以内に、弊社の指定する方法によりキャンセルの届け出があった場合は最低契約期間を適用せず、契約を解除出来るものとする。

第7条 (有効期間)

1.本契約の有効期間は、当サービスの利用開始日より1年間とします。ただし、第8条に定める退会手続きを行う事により、契約の中途解除を行う事が出来るものとします。また、退会手続きを行わない事により、本契約は、同一条件で一年間更新されるものとし、その後も同様とします。中途解除により、契約期間が最低契約期間を下回る場合には、第6条の最低契約期間に定める手続きを行うものとします。

第8条 (退会手続き)

1.会員が会員契約の解約を希望する場合は、弊社の定める方法で届け出をするものとします。

2.第1項による届出の受領は、前月26日から当月25日までに弊社に到着したものを当月受領分とし、その翌月末日をもって解約とします。

3.会員の会員契約の解約にともない、当社は既に受領した利用料金その他の金銭の払い戻し等は一切行いません。

第9条 (会員資格・会員)

1.弊社は、当社の定める方法によって申込みを受け、必要な審査・手続等を経た後に、当社所定の方法により入会を承認し、これをもって本サービス提供に関し、契約が成立します（以下、「会員契約」といいます。）。

2.当社は、入会の申込み後、会員資格の承認をするかまたはしたか否かに関わらず、当社単独の判断により、適宜会員資格の審査を行うことができます。当該審査の結果、申込者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合、その者の申込みを承認せず、または遡及して取り消し、会員資格を与えないことがあります。

1) 登録事項に虚偽の記載があった場合。

2) 入会申込者が、会員資格の停止処分、除名処分を受けたことがある、または受けている場合。

3) 入会申込者が、未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続きが成年後見人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人の同意を得ていなかった場合。

4) 入会申込者が、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、および関係者である場合。

5) その他、当サービスの提供に支障がある場合。

第10条 (協議)

1.本契約に定めない事項及び本契約の条項の解釈に付き疑義を生じた事項については、弊社と会員間において誠意を持って協議の上解決するものとします。

2.本契約は日本国法によって解釈されます。また、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄とします。

(附則)

本規約は2009年3月1日より実施いたします。

以上